

“会長と話そう”～フキ交流会 に参加しました！

今回 NACSの講座に初参加の2名を含む、30期・31期の新人で構成された4名でワークショップにのぞみました。

およそ1時間の間、自己紹介・アドバイザー試験に取り組んだ動機・興味のある分野・現職の話題・本日の講座について・CS(顧客満足)研究会の紹介・今現在の消費者被害への対応方法等々・・・尽きる事なく会話が弾みました。

その間に山本和彦会長をはじめ、東日本支部支部長・副支部長の訪問を受け、当チームの本日のテーマ(?)のくわしい解説や消費者対応委員会の紹介をうけ、大変有意義な時間を共有できました。

“勉強したい”チームのテーマ・・・「各法律にみられる遅延損害金の年率の差異」

本日の講義のなかで、「民法上の遅延損害金5%は民法制定時には妥当であったとしても現在の金利情勢では高利率であり、改正の余地があるのではないか。」・・・との一節から「先日業務で遅延損害金を6%で支払った」「消費者取引で利用代金支払いに遅れた場合20%の遅延損害金をいただきます、と掲載されていたが違法にあたらぬか？」

「レンタルビデオサービスでレンタル料金は低額だが返却が遅れた場合の損害金請求が高額」との意見が相次ぎ、

- ・民法5% 商法6% 消費者契約法上での上限金利は14.6%(超過部分は無効)と各、個別法で遅延損害金の利率設定に差異があるのはなぜか？
- ・各法律での利率設定の根拠理由はなにか？と疑問が噴出し、山本会長に質問してみました。

遅延損害金の利率は、債務不履行なく資金を収受していたならば、その資金を資本として運用した場合に受け取れるであろう運用受益部分であり、民事法定利率よりも商事法定利率のほうが高く設定されているのは商人が運用したほうが運用益が高く見込める可能性がある事から設定されている、とのお話でした(内容に問題ないでしょうか?)

(参照HP 実務の友 利率一覧表 で検索すると参考資料掲載在り)

編集者後記

会員同士、講座等で同席することはあっても、交流まで発展するにはきっかけがないと難しいものです。今回のワークショップへの参加は会話を交わすことで、会員同士の距離感がぐっと縮まったのではないのでしょうか。多忙な中での講座受講、帰宅を急がざるを得ないのですが、ほんの10分でも今回のような交流の場が講座ごとにあれば会員同士の関係向上に期待できるのでは？というのがチームの総意でした。